



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひまわり保育園
- 3 代表者の氏名  
石野 恵
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市大字北尾張部126番地1号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児及び、学童を対象に保育事業を行い、子どもの豊かな発達を保障すると共にその家族を支援することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人長野アスペ中南信親子お楽しみ会
- 3 代表者の氏名  
降 旗 多鶴子
- 4 主たる事務所の所在地  
安曇野市穂高牧252番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高機能広汎性発達障害といわれるアスペルガー症候群や高機能自閉症の子供達に対しては、専門家および協力スタッフによる集団心理療法や感覚統合療法等を行い、またその保護者に対しては、集団カウンセリング等の事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図り、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

平成20年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生を次のとおり募集します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 募集人員  
募集人員は、16人とします。
- 2 試験による選考
  - (1) 出願資格
    - ア 一般選抜  
次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）
      - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者
      - (4) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
      - (9) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
      - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
      - (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限ります。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
      - (8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限ります。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
      - (10) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
      - (7) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
      - (11) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものの
    - イ 特別選抜  
アの(7)から(11)までのいずれかに該当する者で、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上ある者で、現在勤務している医療機関、社会福祉施設等の長から推薦を受け派遣されるもの
  - (2) 出願手続
    - ア 提出書類
      - (7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）
      - (4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）
      - (9) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）
      - (5) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のアの(1)から(11)までのいずれかに該当するものとして出願する

者は、その資格に関する証明書)

- (d) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)  
 (h) 特別選抜に出席する者は、推薦書(本学所定の用紙によります。)

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成19年7月以降に振り出したものに限ります。)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成19年10月4日(木)から10月11日(木)までとします。なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)  
 長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

- (7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。  
 (4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

- (7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。  
 (4) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。  
 (9) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学
健康資源開発看護学領域	疫学 在宅看護学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月20日(土)	9:30~11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15~12:15	専門科目	
	13:15~14:15	英語	
	特別選抜 13:15~ 一般選抜 14:30~	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成19年10月25日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。  
 (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

平成20年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は、4人とします。

2 試験による入学者の選考

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

ア 修士の学位を有する者

イ 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

エ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2第3号の規定により文部科学大臣の指定した者

オ 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(4) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)

(9) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(5) 博士前期課程(修士課程)の学業成績証明書及び修了(見込み)証明書((1)のイからカまでのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)

(d) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(h) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により

納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成19年7月以降に振り出したものに限ります。)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成19年10月4日(木)から10月11日(木)までとします。  
 なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)  
 長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

- (7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。
- (4) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

イ 学力試験

英語及び口述試験とします。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教科等	場 所
10月19日(金)	9:30~11:30	英 語	長野県看護大学
	13:00~16:00 (予定)	口述試験	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成19年10月25日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年6月11日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東松本シルクプラザ  
松本市元町1-29-7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社高原社  
松本市元町1-2-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前)東松本ショッピングセンター  
(変更後)東松本シルクプラザ
- 4 変更した年月日  
平成19年5月30日
- 5 届出年月日  
平成19年5月30日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成19年6月11日から平成19年10月11日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

## 公告

平成20年度長野県工科短期大学校学生を次のとおり募集します。

平成19年6月11日

長野県知事 村 井 仁

## 1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

学 科	総募集人員	一般入学試験		推 薦 入 学 試 験		
		前 期	後 期	高等学校長の推薦による選抜	事業主又は大学、短期大学等の学長(校長)の推薦による選抜	自己推薦
生産技術科	20 人	10人程度	若干人	10人程度	若 干 人	若干人
制御技術科	20 人	10人程度	若干人	10人程度	若 干 人	若干人
電子技術科	20 人	10人程度	若干人	10人程度	若 干 人	若干人
情報技術科	20 人	10人程度	若干人	10人程度	若 干 人	若干人

(注) 1 推薦入学試験のうち、高等学校長の推薦による選抜については、応募状況により、10人程度を上回る場合もあります。

2 一般入学試験(後期)については、入学予定者の状況により、学科によっては実施しない場合もあります。

## 2 一般入学試験

## (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

イ アに掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

## (2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本校所定の用紙によります。)

(4) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書(高等学校卒業程度認定試験合格者にあつては、合格証明書及び合格成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書が得られない者にあつては、卒業証書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)

(9) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはってください。)

(5) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円分の切手をはってください。)

イ 入学審査料

入学審査料(18,000円)は、長野県収入証紙により納付してください(入学願書にはって、消印しないでください。)

ウ 受付期間

次の表のとおりとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

区 分	受 付 期 間
前 期	平成20年1月7日(月)から1月22日(火)まで(郵送による場合は、1月22日(火)までの消印のあるもの)
後 期	平成20年3月3日(月)から3月12日(水)まで(郵送による場合は、3月12日(水)までに到着したもの)

エ 受付場所

上田市下之郷813-8(郵便番号 386-1211)

長野県工科短期大学校 事務局

オ 受験票の交付

(7) 入学願書を受け付けたときは、受験票を交付します。

(4) 受験票は、試験当日必ず持参してください。

## (3) 入学審査

ア 方法

入学審査は、筆記試験及び人物考査(面接試験)に基づいて行います。

イ 期日及び場所

## (7) 期日

区分	審査期日
前期	平成20年2月1日(金)
後期	平成20年3月24日(月)

## (4) 場所

区分	場所
前期	(上田会場) 上田市下之郷813-8 長野県工科短期大学校
	(松本会場) 松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎
後期	上田市下之郷813-8 長野県工科短期大学校

(注) 前期にあつては、上田会場又は松本会場のうち受験者が希望する会場とします。

## ウ 審査内容

(7) 筆記試験 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学A)

(4) 人物考査(面接試験)

## (4) 合格者の発表

次のとおりとし、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

区分	発表期日及び時刻
前期	平成20年2月8日(金) 午前9時
後期	平成20年3月26日(水) 午後3時

## 3 推薦入学試験(高等学校長の推薦による選抜)

## (1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成20年3月に卒業見込みの者及び平成19年3月以後に卒業した者

## (2) 推薦条件

次のいずれにも該当する者

- ア 入学後の学業に熱心に取り組み、その成果が十分に期待できると高等学校長が認め、責任をもって推薦する者
- イ 本校への入学を専ら志願し、合格した場合には必ず入学する者

## (3) 出願手続

## ア 提出書類

- (7) 推薦入学願書(本校所定の用紙によります。)
- (4) 推薦書(本校所定の用紙により、高等学校長が作成し、封印したもの)
- (9) 志望理由書(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)
- (5) 高等学校長が作成し、封印した調査書(り災その他の事情によって学校長が作成した調査書が得られない者にあつては、成績通信簿又はこれに相当する書類)
- (8) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはってください。)
- (6) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円分の切手をはってください。)

## イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

## ウ 受付期間

平成19年10月10日(水)から10月18日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、10月18日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとします。ただし、学校長を経由して行ってください。

## オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

## (4) 入学審査

## ア 方法

入学審査は、書類審査及び人物考査（面接試験）に基づいて行います。

## イ 期日及び場所

(7) 期日 平成19年11月1日(木)

(4) 場所 長野県工科短期大学校

## (5) 合格者の発表

平成19年11月8日(木)午前9時に、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び高等学校長に通知します。電話等による問い合わせには応じません。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができます。

## 4 推薦入学試験（事業主又は大学、短期大学等の学長（校長）の推薦による選抜）

## (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

ア 2の(1)に規定する出願資格を満たし、かつ、長野県内の事業所に1年以上勤務する者

イ 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程を置く専修学校を卒業した者

ウ イに規定する学校に準ずる学校等（学校教育法以外の法令の規定に基づいて設置された施設を含みます。）を卒業した者

## (2) 推薦条件及び推薦枠

## ア 推薦条件

次のいずれにも該当する者

(7) 入学後の学業に熱心に取り組み、その成果が十分に期待できると事業主又は大学、短期大学等の学長（校長）が認め、責任をもって推薦する者

(4) 本校への入学を専ら志願し、合格した場合には必ず入学する者

## イ 推薦枠

事業主が推薦する場合は、1事業主から1人とします。

## (3) 出願手続

## ア 提出書類

(7) 推薦入学願書（本校所定の用紙によります。）

(4) 推薦書（本校所定の用紙により、推薦者が作成し、封印したもの）

(9) 志望理由書（本校所定の用紙により、本人が作成したもの）

(5) 在職証明書（事業主の推薦による場合、本校所定の用紙により、事業主が証明し封印したもの）

(4) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書及び卒業証明書（高等学校卒業程度認定試験合格者にあつては、合格証明書及び合格成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書及び卒業証明書が得られない者にあつては、卒業証書及び成績通信簿又はこれらに相当する書類）

(4) 写真3枚（出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの（裏面に氏名を明記）を入学願書及び受験票にはってください。）

(4) 受験票交付用封筒（本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円分の切手をはってください。）

## イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

## ウ 受付期間

3の(3)のウのとおり

## エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとします。ただし、事業主又は大学、短期大学等の学長（校長）を経由して行ってください。

## オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

## (4) 入学審査

## ア 方法

入学審査は、書類審査及び人物考査（面接試験）に基づいて行います。

## イ 期日及び場所

(7) 期日 平成19年11月1日(木)

(4) 場所 長野県工科短期大学校

## (5) 合格者の発表

平成19年11月8日(木)午前9時に長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び推薦者に通知します。電話等による問い合わせには応じません。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができます。

## 5 推薦入学試験(自己推薦)

## (1) 出願資格

長野県内に在住する者で、次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ アに掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

## (2) 出願手続

## ア 提出書類

- (7) 推薦入学願書(本校所定の用紙によります。)
- (4) 自己推薦書(本校所定の用紙により、本人が作成したもの)
- (9) 最終学校長が作成し、封印した調査書(高等学校卒業程度認定試験合格者にあつては、合格証明書及び合格成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終学校長が作成した調査書が得られない者にあつては、卒業証書及び成績通信簿又はこれらに相当する書類)
- (5) 住民票1通(出願する3月以内に発行された、記載内容が最新のもの)
- (4) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはってください。)
- (4) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円分の切手をはってください。)

## イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

## ウ 受付期間

3の(3)のウのとおり

## エ 受付場所

2の(2)のエのとおり

## オ 受付票の交付

2の(2)のオのとおり

## (3) 入学審査

## ア 方法

入学審査は、書類審査、筆記試験(小論文)及び人物考査(自己アピール及び面接試験)に基づいて行います。

## イ 期日及び場所

- (7) 期日 平成19年11月1日(木)
- (4) 場所 長野県工科短期大学校

## (4) 合格者の発表

平成19年11月8日(木)午前9時に長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。電話等による問い合わせには応じません。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は2に定めるところにより、一般入学試験に出願することができます。

## 6 その他

- (1) 入学願書の用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県工科短期大学校事務局(電話 0268-39-1111)に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
富士見都市計画汚物処理場 南諏衛生センター
- 2 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び富士見町役場

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
富士見都市計画ごみ処理場 南諏衛生センター
- 2 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び富士見町役場

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年6月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 富士見都市計画ごみ処理場・汚物処理場  
名称 諏訪南衛生センター  
諏訪南灰溶融炉施設
- 2 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び富士見町役場

都市計画課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月11日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

- 1 (1) 許可番号 平成19年3月1日  
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-21号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字松原4459-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北佐久郡軽井沢町軽井沢東246  
株式会社タカラクリエイト 代表取締役 上 村 康 浩
- 2 (1) 許可番号 平成18年4月24日  
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-25号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南岡1060-6、1060-51
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル20・21階  
株式会社タカラレーベン  
代表取締役社長 村 山 義 男
- 3 (1) 許可番号 平成19年5月25日  
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南佐久郡小海町大字豊里字池の沢5918-2の内、5918-374の内、5918-382の内、5918-393の内、5918-394の内、字わみの屋ち5107-17の内、5107-18、5107-22の内、5107-23、5107-90、5107-97
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南佐久郡小海町大字豊里57-1 小海町長 小 池 民 夫

建築管理課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月11日

長野県上伊那地方事務所長 宮 坂 正 巳

- 1 (1) 許可番号 平成19年5月11日  
長野県上伊那地方事務所指令19上伊地建第11-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡南箕輪村9694-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
伊那市伊那3806-13  
上信化成株式会社 代表取締役 福 島 雅 俊
- 2 (1) 許可番号 平成19年3月26日  
長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-24号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北島8053-1、8053-3、8054、8057
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岡谷市赤羽一丁目4-18  
株式会社健康家族 代表取締役 麻 田 正 義



## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月11日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

- 1 許可番号 平成19年3月5日  
長野県松本地方事務所指令18松地政第36-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市堀金烏川1258-5、1259、1260-1、1260-3、1260-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
穂高観光株式会社 代表取締役 小澤 尚徳

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年6月11日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

- 1 許可番号 平成19年2月26日  
長野県長野地方事務所指令18長地政第2-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字郷原320-1、321-8（第2工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝164 北澤 幸雄  
須坂市大字須坂851  
須坂土建工業㈱ 代表取締役 山崎 覚道

## 建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年6月11日

長野県屋代高等学校長 堀金 達郎

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
電子複写機2台
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
長野県屋代高等学校
  - (5) 入札方法  
複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決

定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1000番地

長野県屋代高等学校

電話 026(272)0069

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年6月22日 午前10時  
イ 場所 長野県屋代高等学校 事務室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年6月19日（火）正午までに提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県屋代高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

\_\_\_\_\_

高校教育課